

## 京都精華大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

京都精華大学では、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（2007年2月15日制定、2021年2月1日改正）に基づき、本学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針を以下のとおり定めます。

### 1. 機関内の責任体制の明確化

公的研究費の運営・管理を適切に行うため、機関内の運営・管理に関わる責任体制を次のとおり定め、これを公表します。

- ・最高管理責任者：学長

本学における公的研究費の運営および管理について最終責任を負う。

- ・統括管理責任者：教育企画担当副学長

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

- ・コンプライアンス推進責任者：研究執行機関の長（全学研究機構長）

各部局等における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ。

### 2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

#### (1) コンプライアンス教育・啓発活動の実施

公的研究費の受領・使用にあたっての責務・心構え、公的研究費の使用ルール、事務手続き、不正使用防止の取り組み等について、コンプライアンス教育や啓発活動を通じて学内に周知します。

#### (2) ルールの明確化・統一化

公的研究費の適正な運用のため、機関としてルールの統一を図り、公的研究費等の管理に関わる全ての構成員にルールを周知します。

#### (3) 職務権限の明確化

公的研究費等の事務処理に関する構成員の権限と責任を「学校法人京都精華大学事務分掌」「京都精華大学研究費執行における不正防止規程」に定め、共有の理解を図ります。

#### (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の制定

公的研究費の不正使用に係る調査ならびに懲戒について、「学校法人京都精華大学における研究活動上の不正行為に関する規程規程」に定め、明確化かつ透明化を図ります。また、公的研究費の不正使用に関する学内外からの通報の窓口を設置します。

3. 不正使用を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施

不正使用を発生させる要因を把握したうえで、その要因に対応した具体的な不正使用防止計画を策定し、実効性のある対策を継続的に実施します。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正使用防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行います。

5. 情報発信・共有化の推進

公的研究費の不正使用への取組に関する本大学の方針等をホームページで公表します。

6. モニタリングの在り方

公的研究費の適正な管理のため、大学全体を対象に、内部監査を毎年度実施します。

以上